

前橋市汚染土壌処理施設等の事前協議等に関する規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 5 条）
- 第 2 章 事前協議（第 6 条・第 7 条）
- 第 3 章 関係地域住民等との調整（第 8 条 第 11 条）
- 第 4 章 技術指導及び修正指示等（第 12 条 第 19 条）
- 第 5 章 許可申請書等（第 20 条・第 21 条）
- 第 6 章 生活環境保全協定の締結（第 22 条）
- 第 7 章 手続の省略（第 23 条）
- 第 8 章 他の事前協議規程との関係（第 24 条 第 27 条）
- 第 9 章 雑則（第 28 条 第 30 条）

附則

- 別表第 1
- 別表第 2
- 別表第 3

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）に係る汚染土壌処理施設等に関し、前橋市管轄区域内に設置するための事前審査等の必要な事項を定め、汚染土壌の拡散を防止し、汚染土壌の適正な処理を推進することにより、土壌汚染による人の健康被害の防止及び周辺地域の生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌処理施設等 汚染土壌処理施設、積替保管施設及び実証施設をいう。
- (2) 特定有害物質 法第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質をいう。
- (3) 汚染土壌 法第 16 条第 1 項に規定する汚染土壌をいう。
- (4) 汚染土壌処理施設 汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号。以下「処理業省令」という。）第 1 条各号に掲げる施設及び汚染土壌の処理のための保管の場所（処理業省令第 3 条第 5 号の規定による保管設備）をいう。
- (5) 汚染土壌処理施設等の種類 別表第 1 に掲げる施設の種類をいう。別表第 1 中 1 から 4 までについては、処理業省令第 1 条の規定による。
- (6) 積替保管施設 運搬の過程において汚染土壌の積替えを行うための施設及び当該施設における汚染土壌の積替えのための保管場所（土壌汚染対策

法施行規則（平成14年環境省令第29号）（以下「規則」という。）第62条第6号に規定する保管施設をいう。）をいう。

(7) 最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条第2項に規定する一般廃棄物最終処分場及び政令第7条第14号に規定する産業廃棄物最終処分場をいう。

(8) 実証施設 土壌汚染対策について研究開発を行うための施設、及び土壌汚染対策を行うために必要な試験を行うための施設等であって、市長が別に定める要件を満たすものをいう。

(9) 関係地域 汚染土壌処理施設等の敷地境界から300メートル以内の地域の全部又は一部を包含する地域（自治会等を単位とする地域）をいう。

(10) 施設計画 汚染土壌処理を業として行う場合の事業計画（埋立処理施設である場合には、災害防止のための計画を含む。）汚染土壌処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画、汚染土壌処理施設等の維持管理に関する計画及び実証施設の試験計画をいう。

(11) 設置等 汚染土壌処理施設等の設置、構造若しくは規模の変更又は当該汚染土壌処理施設等において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更等をいう。

（施設設置者等の責務）

第3条 汚染土壌処理施設等の設置等を行おうとする者（以下「施設設置者等」という。）は、関係法令及びこの規程を遵守しなければならない。

2 施設設置者等は、関係地域内の住民その他汚染土壌処理施設等の設置等に関し生活環境保全上の利害を有する者（以下「関係地域住民等」という。）との合意形成に向け、誠実に対応するよう努めなければならない。

3 施設設置者等は、汚染土壌処理施設等の設置等を計画する場合には、周辺地域の生活環境及び市における地域計画等に十分配慮するとともに、関係法令及びこの規程が定める諸手続及び基準等について十分な事前の調査を行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、汚染土壌の適正な処理を推進するため、施設設置者等への技術的な指導及び助言に努めなければならない。

2 市は、施設設置者等と関係地域住民等との合意形成の実現に向け適切な指導及び助言を行うとともに、両者の間で汚染土壌処理に係る紛争が起こった場合には、早期解決に向け必要な努力をするものとする。

（立地基準）

第5条 汚染土壌処理施設等の設置場所は、立地基準に適合するものでなければならない。

2 立地基準は、前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程（平成21年前橋市告示第110号。以下「廃棄物処理施設事前協議規程」という。）第5条を準用する。

この場合において同条中、「廃棄物処理施設」とあるのは「汚染土壌処理施設等」と読み替えるものとする。

第2章 事前協議

(協議対象施設)

第6条 前橋市内において、汚染土壌処理施設等の設置等を行おうとする者は、あらかじめ市長と協議(以下「事前協議」という。)しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が汚染土壌処理施設等の設置等を行う場合又はこれに準ずるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(事前協議書の提出)

第7条 事前協議をしようとする者(以下「協議者」という。)は、次に掲げる事項を記載した汚染土壌処理施設等設置等事前協議書(様式第1号。以下「事前協議書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事前協議の内容
- (3) 協議者の事務所の所在地(汚染土壌の処理に関係するすべての事務所の所在地及び連絡先を記入すること。)
- (4) 汚染土壌処理施設等に係る事業場の名称
- (5) 汚染土壌処理施設等の設置場所
- (6) 汚染土壌処理施設等の種類
- (7) 汚染土壌処理施設等の構造
- (8) 汚染土壌処理施設等の処理能力(埋立処理施設にあっては埋立地の面積及び埋立容量(最終処分場に埋立処理を行う場合は、当該最終処分場の面積及び埋立容量)、積替保管施設にあっては施設面積及び保管容量、実証施設にあっては使用する汚染土壌の容量)
- (9) 汚染土壌処理施設等において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(以下「汚染土壌の汚染状態」という。)
- (10) 他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)及び許可番号(申請中の場合は申請年月日)
- (11) 汚染土壌の処理の方法
- (12) 保管設備の場所及び容量(場所については、別に定める添付図面に記載すること。)
- (13) セメントの品質管理の方法(セメント製造施設に限る。)
- (14) 再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設の許可番号、種類及び処理能力
- (15) 廃棄物処理の有無(「有」の場合、処理する廃棄物の種類及び量)

2 前項の事前協議書には、別表第2の上欄に掲げる汚染土壌処理施設等の種類の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、事前協議の内容が汚染土壌処理施設等の構造若しく

は規模の変更等であって、市長がその審査に必要がないと認めた書類又は図面については、その添付を省略することができる。

- 3 次章及び第4章に規定する手続を行っている間に、前2項に掲げる書類又は図面のほかに事前協議書の内容の審査に必要な書類若しくは図面が新たに生じた場合又は関係機関に送付する等の理由により事前協議に必要な事前協議書の部数が増加した場合には、協議者は、市長の求めに応じ、当該書類若しくは図面又は必要な部数の事前協議書を提出しなければならない。

第3章 関係地域住民等との調整

(現地調査)

第8条 市長は、事前協議書が提出されたときは、汚染土壌処理施設等の設置について関係する課及び関係する機関等(以下「現地調査機関」という。)により、汚染土壌処理施設等の設置場所を調査するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調査(以下「現地調査」という。)が終了したときは、現地調査機関から示された関係法令が定める手続、基準及び規制並びに意見等を取りまとめ、協議者に対し提示するものとする。

(事前協議に係る公告及び縦覧)

第9条 市長は、現地調査が終了したときは、次に掲げる事項を公告するとともに、事前協議書を当該公告の日から第16条の事前協議終了通知書が送付される日までの間、公衆の縦覧に供するものとする。

(1) 協議者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 汚染土壌施設等の設置場所

(3) 汚染土壌施設等の種類

(4) 汚染土壌の汚染状態

(5) 事前協議書が提出された年月日

(6) 縦覧の場所

(7) 第11条第1項の意見書の提出先及び提出期限

(8) 前号の意見書を持参又は郵送により提出できること。

- 2 市長は、前項に規定する縦覧期間中に、事前協議書の内容に変更又は補正(軽微なものを除く。)があったときは、その旨を公告するものとする。

- 3 市長は、この規程の定めによって事前協議の打切りを通知した場合又は協議者が事前協議を取り下げた場合若しくは汚染土壌処理施設等の設置等の計画の全部を廃止した場合は、第1項の規定にかかわらず事前協議書の縦覧を終了するものとする。

(説明会の開催)

第10条 協議者は、前条第1項の規定による公告後、速やかに、関係地域内の住民に対して、事前協議書の内容を周知するための説明会を開催しなければならない。ただし、協議者の責めに帰することのできない理由により説明会を開催することができない場合は、関係地域内の住民に対する周知方法に

ついて、市長と協議するものとする。

2 協議者は、前項の説明会を開催する場合は、次に掲げる事項を記載した説明会実施計画書（様式第2号）を市長に提出するとともに、当該説明会の開催を関係地域内の住民に周知しなければならない。

- (1) 説明会を開催する関係地域内の自治会等の名称
- (2) 説明会の開催日時及び場所
- (3) 説明会で使用する資料及び配付する資料の概要
- (4) 説明会の開催を周知するための方法
- (5) 協議者側の出席予定者
- (6) 説明会の担当者及び問い合わせ先

3 協議者は、第1項の説明会を開催したときは、市長に対して、速やかに、実施状況報告書を提出しなければならない。

（関係地域住民等の意見書の提出）

第11条 関係地域住民等は、第9条第1項の規定による公告があったとき、又は前条第1項の説明会が開催されたときは、事前協議書に対する生活環境の保全上の見地からの意見書を市長に提出することができる。

2 前項の意見書（以下「関係地域住民等の意見書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 対象事業の名称
- (3) 施設の設置等に関して生活環境の保全上の利害関係を有する事項
- (4) 生活環境の保全上の見地からの意見

3 関係地域住民等の意見書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間（当該各号に定める期間の一部が重複する場合は、第1号又は第2号に定める期間の末日のうちいずれか遅い日までの間）内に提出しなければならない。

- (1) 第9条第1項又は第2項の規定による公告があったとき 当該公告の日から2月間
- (2) 前条第1項の説明会が開催されたとき 当該説明会の日から1か月間

第4章 技術指導及び修正指示等

（意見書の提示）

第12条 市長は、関係地域住民等の意見書が提出されている場合は、協議者に対して、これらの意見書の内容（市長が協議者に提示する必要がないと認めるものを除く。）を提示するものとする。この場合において、その内容から当該意見書を提出した者（以下「意見提出者」という。）が特定されるおそれがあり、かつ、特定されることにより当該意見提出者に不利益が生ずるおそれがあると認められるときは、市長は、当該意見提出者が特定されないように配慮しなければならない。

(市の技術指導等)

第13条 市長は、必要に応じ、協議者に対して、生活環境の保全又は汚染土壌の処理方法等に関する技術的見地からの指導(以下「技術指導」という。)を行うものとする。この場合において、関係地域住民等の意見書が提出されているときは、これらの意見書と事前協議書の内容との調整を図るよう努めるものとする。

2 市長は、技術指導のほか、協議者に対して、施設の設置計画等の修正、見直し等の指示又は当該計画に関し留意すべき事項の指導(以下「修正指示等」という。)を行うものとする。

3 市長は、事前協議書の内容が、関係法令及び市の諸規程等に照らして不相当であり、技術指導及び修正指示等によりこれを変更又は補正することができないと認めるときは、協議者に対して、事前協議の打切りを通知するものとする。

4 市長は、技術指導、修正指示等又は前項の事前協議の打切りをする場合その他必要があると認めるときは、専門的及び技術的な事項において、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(協議者による見解書の提出)

第14条 協議者は、技術指導若しくは修正指示等を受けたとき、又は関係地域住民等の意見書の内容が提示されたときは、当該技術指導、当該修正指示等及びこれらの意見書に対する回答を取りまとめた見解書(様式第3号。以下「見解書」という。)を、市長があらかじめ提出を指示した日から1年以内に提出しなければならない。この場合において、事前協議書の変更又は補正が必要となるときは、見解書の提出と併せて当該事前協議書の変更又は補正をするものとする。

2 市長は、見解書の内容が技術指導又は修正指示等に適合していないとき、又は前項に規定する期限までに見解書が提出されないときは、協議者に対して、事前協議の打切りを通知するものとする。

(合意書の取得)

第15条 市長は、見解書の内容が技術指導又は修正指示等に適合していると認められるときは、協議者に対し、次に掲げる者からの合意書(様式第4号)の取得を指示するものとする。

- (1) 汚染土壌処理施設の設置場所の土地所有者等(複数の者が所有権を有している場合は、その全員。相続人が登記されていない場合にはそのうち1人。法人にあっては、その代表者)の全員
- (2) 汚染土壌処理施設の敷地境界から20メートル以内に存する土地の所有者等(複数の者が所有権を有している場合は、そのうち1人。以下同じ。)の全員及び使用権原を有する者の全員
- (3) 汚染土壌処理施設の敷地境界から50メートル以内の地域に居住する者(複数の者が一の世帯を構成する場合には、その世帯主)の全員
- (4) 汚染土壌処理施設の敷地境界から300メートル以内の地域に居住する

者（複数の者が一の世帯を構成する場合には、その世帯主）の5分の4以上の者

(5) 汚染土壌処理施設からの排水等を放流する河川、水路等（以下「河川等」という。）の管理者（法人にあっては、その代表者）の全員

(6) 汚染土壌処理施設からの排水等を河川等に放流する場合（雨水のみを雨水排除溝等によって排水する場合その他これに類する場合で明らかに生活環境の保全上の支障がないと認められるときを除く。）にあっては、次に掲げる者の全員

ア 放流地点の下流おおむね500メートル以内の水利権者（法人にあっては、その代表者）

イ 放流地点の下流おおむね500メートル以内の農業者等の利用者（法人にあっては、その代表者）又は当該利用者の団体の長

(7) 前各号に定める者のほか、市長が特に合意を得ることが必要であると認められた者

2 前項の規定による指示を受けた協議者は、合意書取得実施計画書（様式第5号）を市長に提出し、当該計画書の内容に即して、合意書の取得を行わなければならない。

3 第1項の規定による指示を受けた協議者は、当該指示を受けた日から2年以内（当該期間によらないことについて相当の理由があると認められるときは、市長が認める期間内）に、取得した合意書の写しを市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する期間内に合意書の写しが提出されないときは、協議者に対して、事前協議の打切りを通知するものとする。

（事前協議終了の通知）

第16条 市長は、第7条から前条までに規定する手続（第23条第1項の規定により同項に規定する手続の省略が行われた場合にあっては、当該手続の省略によって省略された手続以外の手続）が終了したときは、協議者に対して、事前協議終了通知書を送付するものとする。

（事前協議の取下げ）

第17条 協議者は、事前協議を取り下げる場合には、速やかに、汚染土壌処理施設設置等事前協議取下書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（着工届）

第18条 協議者は、事前協議終了通知書の送付を受けた場合、汚染土壌処理施設等着工届出書（様式第7号）を市長に提出した後でなければ、設置等の工事に着手してはならない。

2 前項の届出書には、別表第3の上欄の区分に応じて、同表の下欄に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

（完成検査等）

第19条 協議者は、汚染土壌処理施設等の設置等の工事が完成した場合、汚

染土壌処理施設等工事完成検査申請書（様式第8号）を市長に提出するとともに、完成検査（汚染土壌処理施設等の機能検査を含む。以下同じ。）に合格した後でなければ、汚染土壌処理施設等を使用してはならない。

- 2 前項の申請書には、別表第3の上欄の区分に応じて、同表の下欄に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 3 市長は、汚染土壌処理施設等が完成検査に合格したと認めた場合、その旨を第1項の汚染土壌処理施設等工事完成検査申請書を提出した者（以下「検査申請者」という。）に汚染土壌処理施設等完成検査合格通知書により通知するものとし、必要があると認める場合、検査申請者に汚染土壌処理施設等の改修その他必要な措置を指示するものとする。

第5章 許可申請書等

（許可申請書の提出等）

第20条 協議者は、汚染土壌処理施設等の設置等が法第22条第2項、第3項第1号及び第6項並びに第28条の汚染土壌処理業の許可を要するものである場合は、事前協議終了通知書の送付を受けた日から2年以内に、当該許可に係る申請書（以下「許可申請書等」という。）を提出しなければならない。この場合において、許可申請書等の内容は、事前協議書、見解書等の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- 2 協議者は、前項の許可申請書等を提出する場合、汚染土壌の拡散防止及び適正な処理が確保されたものであることを証するために、汚染土壌処理施設等完成検査合格通知書の写しを添付しなければならない。
- 3 協議者は、正当な理由がなく第1項に規定する期間内に設置許可申請書等を提出しなかったときは、新たに事前協議を行わなければならない。
- 4 協議者は、事前協議終了通知書の送付を受けた後、汚染土壌処理施設等の設置等の事業計画を廃止したときは、速やかに、汚染土壌処理施設等設置等事業計画廃止届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（運搬の届出書等の提出）

第21条 協議者は、汚染土壌処理施設等の設置等が積替保管施設の設置である場合は、事前協議終了通知書の送付を受けた日から1年以内に、法第16条に規定する汚染土壌の搬出時の届出書（以下「運搬の届出書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、運搬の届出書等の内容は、事前協議書、見解書等の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- 2 協議者は、前項の届出書を提出する場合、汚染土壌の拡散防止及び適正な運搬が確保されたものであることを証するために、汚染土壌処理施設等完成検査合格通知書の写しを添付しなければならない。
- 3 協議者は、正当な理由がなく第1項に規定する期間内に運搬の届出書を提出しなかったときは、新たに事前協議を行わなければならない。

第6章 生活環境保全協定の締結

（生活環境保全協定の締結）

第 2 2 条 協議者は、第 1 5 条第 1 項各号に掲げる者等（以下「協定の相手方」という。）又は市長から生活環境の保全に関する協定（以下「生活環境保全協定」という。）を締結するよう求められたときは、誠実にこれに対応しなければならない。

2 協議者は、生活環境保全協定を締結する場合は、許可申請書等又は運搬届出書等を提出するときまでに締結しなければならない。

3 協議者は、協定の相手方と生活環境保全協定を締結したときは、当該協定に係る協定書の写しを市長に提出しなければならない。

4 協議者は、協定の相手方と生活環境保全協定を締結することができなかったときは、協定の相手方との協議経過及び生活環境保全協定を締結することができなかった理由を記載した生活環境保全協定協議経過報告書（様式第 1 0 号）を市長に提出しなければならない。

第 7 章 手続の省略

（手続の省略）

第 2 3 条 市長は、第 3 章から第 5 章までに規定する手続の一部を省略すること（以下「手続の省略」という。）に支障がないと認められる場合で、協議者から手続の省略の申出があったときは、当該手続の省略を承認することができる。

2 前項の規定による承認を受けようとする協議者は、事前協議書の提出の際、併せて手続省略申出書（様式第 1 1 号）を市長に提出しなければならない。

3 手続の省略の対象となる汚染土壌処理施設等の種類及び設置等の形態並びに省略することのできる手続は、次に掲げる区分に応じ、市長が別に定める。

(1) 汚染土壌処施設等の設置場所の周辺の状況及び施設の設置等の形態等から、周辺地域の生活環境への影響の程度が低く、かつ、汚染土壌の適正処理に対する有効性が高いと認められる場合

(2) 他の法令等の制定又は改正により、施設の変更又は改造等が義務付けられ、かつ、緊急の対応を要する場合

(3) 環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）第 2 条第 4 項又は群馬県環境影響評価条例（平成 1 1 年群馬県条例第 1 9 号）に規定する対象事業の場合

4 前項の規定にかかわらず、生活環境の保全上の支障が生じないと認められるときは、市長は、省略することのできる手続をその都度指定することができる。

第 8 章 他の事前協議規程との関係

（現地調査の調整）

第 2 4 条 汚染土壌処理施設等において、汚染土壌と併せて廃棄物の処理を行おうとする場合であって、協議者が廃棄物処理施設事前協議規程に基づき事前協議を行っている場合は、市長は第 8 条第 1 項の現地調査を同規程に基づ

く現地調査と併せて調査することができる。

(説明会等の調整)

第25条 汚染土壌処理施設等において、汚染土壌と併せて廃棄物の処理を行おうとする場合であって、協議者が廃棄物処理施設事前協議規程に基づき事前協議を行っている場合は、協議者は第10条の説明会開催の周知、説明会の開催(以下「説明会等」という。)を同規程に基づく説明会等と併せて実施することができる。

(住民意見提出の調整)

第26条 汚染土壌処理施設等において、汚染土壌と併せて廃棄物の処理を行おうとする場合であって、協議者が廃棄物処理施設事前協議規程に基づき事前協議を行っている場合は、関係地域住民等は第11条の意見書を同規程に基づく意見書と併せて市長に提出することができる。

(生活環境保全協定の調整)

第27条 汚染土壌処理施設等において、汚染土壌と併せて廃棄物の処理を行おうとする場合であって、協議者が廃棄物処理施設事前協議規程に基づき事前協議を行っている場合は、協議者は第22条の生活環境保全協定を同規程に基づく生活環境保全協定書と併せて締結することができる。

なお、締結の期限は、本規程に基づく締結期限と廃棄物処理施設事前協議規程に基づく締結期限のどちらか早い時期までとする。

第9章 雑則

(廃止の届出)

第28条 汚染土壌処理施設等を設置した者(処理業省令第12条の届出対象者は除く。)は、当該汚染土壌処理施設等を廃止したときは、遅滞なく、汚染土壌処理施設等廃止届出書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 実証施設にあつては、試験等を行った後の汚染土壌が、法に定める基準に従って適正に処分されたことを証した書類を添付すること。

(承継に係る協議等)

第29条 次に掲げる者は、あらかじめ市長と協議し、その承認を受けなければならない。

(1) 汚染土壌処理施設等(実証施設を除く。以下この条において同じ)を譲り受け、又は借り受けようとする者

(2) 汚染土壌処理施設等の設置者である法人の合併又は分割の場合において、当該汚染土壌処理施設等の設置者である法人の地位を承継しようとする法人

2 前項の規定による協議をしようとする者は、汚染土壌処理施設等承継協議書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

3 汚染土壌処理施設等の設置者の地位を相続により承継した者は、相続の日から30日以内に汚染土壌処理施設等承継届出書(様式第14号)を市長に

提出しなければならない。

- 4 第1項の規定による協議に係る手続は、事前協議の手続を準用する。
- 5 第2項の協議書には、別表第4に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、市長がその審査に必要がないと認めた書類又は図面については、その添付を省略することができる。

(構造基準等)

第30条 汚染土壌処理施設等の構造、維持管理等に関する基準その他この規程の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

- 1 浄化等処理施設
- 2 セメント製造施設
- 3 埋立処理施設
- 4 分別等処理施設
- 5 積替保管施設
- 6 実証施設

別表第2(第7条関係)

汚染土壌処理施設等の種類	添付書類及び図面
浄化等処理施設 セメント製造施設 埋立処理施設 分別等処理施設	(1) 施設計画の概要に関する書類 (2) 協議者の経歴に関する書類 (3) 汚染土壌処理施設等の立地環境に関する書類及び図面 (4) 汚染土壌処理施設等の設置場所の位置図、公図の写し並びに周辺の土地利用現況図及び土地利用規制図 (5) 汚染土壌処理施設等の構造等の計画に関する書類及び図面(埋立処理施設にあってはアからウまでを含む。) ア 汚染土壌処理施設等において、公道(道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路であって、幅員が4メートル以上のものをいう。)から搬入路(運搬車の通行路)を設ける場合の搬入路の計画に関する書類及び図面 イ 汚染土壌処理施設等において、河川その他水路等まで排水路を設ける場合の排水路の計画に関する書類及び図面 ウ 地質調査方法書(地質調査の実施計画等を記載した

	<p>書類をいう。)</p> <p>(6) 汚染土壌処理施設等の維持管理の計画に関する書類及び図面</p> <p>(7) 汚染土壌処理施設等における処理工程図</p> <p>(8) 跡地利用計画に関する書類及び図面(埋立処理施設に限る。)</p> <p>(9) 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面(埋立処理施設にあっては、災害防止のための計画を含む。)</p> <p>(10) 施設計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p> <p>(11) 生活環境影響調査方法書(生活環境影響調査の実施計画等を記載した書類をいう。)</p> <p>(12) 関係地域住民等との合意形成手続に関する申立書</p> <p>(13) 事前協議書提出確認書(協議者が汚染土壌処理施設等の設置場所の土地及び建物の所有権の全部を有しない場合に所有者が発行するものに限る。)</p> <p>(14) 汚染土壌処理施設等の設置場所の土地及び建物並びに第15条第1項第2号に規定する土地及び建物の登記事項証明書</p> <p>(15) 協議者に関する書類(法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る。))</p> <p>(16) その他市長が必要と認める書類</p>
積替保管施設	<p>(1) 施設計画の概要に関する書類</p> <p>(2) 協議者の経歴に関する書類</p> <p>(3) 積替保管施設の立地環境に関する書類及び図面</p> <p>(4) 積替保管施設の設置場所の位置図、公図の写し並びに周辺の土地利用現況図及び土地利用規制図</p> <p>(5) 積替保管施設の構造等の計画に関する書類及び図面</p> <p>(6) 積替保管施設の維持管理の計画に関する書類及び図面</p> <p>(7) 積替保管施設における積替作業工程図</p> <p>(8) 汚染土壌の搬出場所及び搬入先、運搬経路、運搬車両及び運搬容器に関する書類及び図面</p> <p>(9) 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面</p> <p>(10) 施設計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p>

	<p>(11) 生活環境影響調査方法書（生活環境影響調査の実施計画等を記載した書類をいう。）</p> <p>(12) 関係地域住民等との合意形成手続に関する申立書</p> <p>(13) 事前協議書提出確認書（協議者が汚染土壌処理施設等の設置場所の土地及び建物の所有権の全部を有しない場合に所有者が発行するものに限る。）</p> <p>(14) 積替保管施設の設置場所の土地及び建物並びに第15条第1項第2号に規定する土地及び建物の登記事項証明書</p> <p>(15) 協議者に関する書類（法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。））</p> <p>(16) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>実証施設</p>	<p>(1) 施設計画の概要に関する書類</p> <p>(2) 協議者の経歴に関する書類</p> <p>(3) 実証施設の立地環境に関する書類及び図面</p> <p>(4) 実証施設の設置場所の位置図、公図の写し並びに周辺の土地利用現況図及び土地利用規制図</p> <p>(5) 実証施設の構造等の計画に関する書類及び図面</p> <p>(6) 実証施設の維持管理の計画に関する書類及び図面</p> <p>(7) 実証施設における処理工程図</p> <p>(8) 実証試験に関する書類及び図面</p> <p>ア 実証試験計画</p> <p>イ 実証試験に関する基礎的なデータ</p> <p>ウ 試験責任者及び試験従事者の履歴書</p> <p>エ 汚染土壌（試料）、燃料及び試験後物に関する書類</p> <p>オ 汚染土壌（試料）の搬出場所及び運搬に関する書類及び図面</p> <p>(9) 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面</p> <p>(10) 施設計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p> <p>(11) 関係地域住民等との合意形成手続に関する申立書</p> <p>(12) 事前協議書提出確認書（協議者が汚染土壌処理施設等の設置場所の土地及び建物の所有権の全部を有しない場合に所有者が発行するものに限る。）</p> <p>(13) 実証施設の設置場所の土地及び建物並びに第15条第1項第2号に規定する土地及び建物の登記事項証明書</p>

	<p>(14) 協議者に関する書類（法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。））</p> <p>(15) その他市長が必要と認める書類</p>
--	--

別表第3（第18、19条関係）

区分	添付書類及び図面
汚染土壌処理施設等 着工届出書	<p>(1) 事前協議終了通知書の写し</p> <p>(2) 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を要するもの場合は、確認済証の写し</p> <p>(3) 建築基準法第51条ただし書きの規定により許可を要するもの場合は、許可通知書の写し</p> <p>(4) 都市計画法第29条第1項の規定により許可を要するもの場合は、開発行為許可通知書の写し</p> <p>(5) 農地法第5条第1項の規定により許可を要するもの場合は、許可通知書の写し</p> <p>(6) その他法令等で規制の解除を要するもの場合は、その規制解除の申請書等の書面の写し</p>
汚染土壌処理施設等 工事完成検査申請書	<p>(1) 汚染土壌処理施設等の構造等に関する図面</p> <p>(2) 汚染土壌処理施設等の維持管理に関する図面</p> <p>(3) 汚染土壌処理施設等の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権限を有すること）を証する書類</p> <p>(4) その他法令等で規制の解除を要するもの場合は、その規制解除の旨の書面の写し</p>

別表第4（第29条関係）

汚染土壌処理施設等承継協議書の添付書類及び図面
<p>(1) 承継する施設の概要に関する書類</p> <p>(2) 承継協議者の経歴に関する書類</p> <p>(3) 承継する施設の設置場所の位置図</p> <p>(4) 承継する施設の構造等を説明するための書類及び図面</p> <p>(5) 承継する施設の維持管理に関する計画を説明するための書類及び図面</p> <p>(6) 承継する施設における処理工程図（積替保管施設にあっては積替作業工程図）</p> <p>(7) 汚染土壌の搬出場所及び搬入先、運搬経路、運搬車両及び運搬容器に関する書類及び図面（積替保管施設に限る。）</p> <p>(8) 跡地利用計画に関する書類及び図面（埋立処理施設に限る。）</p> <p>(9) 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面</p>

- (10) 施設の承継に要する資金の総額及びその調達方法に関する書類
- (11) 施設の承継に関して予定されている内容を明らかにする書類
- (12) 承継協議者に関する書類
- (13) 市長が必要と認める書類